

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年6月23日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和2年第2回神奈川県議会定例会（6月11日・6月23日提案分）提出議案件数調	1
(1)	予算	1
(2)	条例その他	1
2	令和2年度6月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和2年度神奈川県一般会計6月補正予算（1）局別財源調書	2
(2)	令和2年度神奈川県一般会計6月補正予算（2）局別財源調書	4
(3)	令和2年度神奈川県特別会計6月補正予算（1）会計別財源調書	6
3	令和2年度一般会計6月補正予算（1）地方債について	7
4	令和2年度一般会計6月補正予算（2）給与費明細書について	9
5	令和2年度一般会計6月補正予算（1）債務負担行為について【政策局関係】	11
6	6月補正予算（2）の内容【政策局・会計局・各局委員会関係】	12
7	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要	15
8	相模湖交流センターの指定管理者の指定の概要	16
9	東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議の概要	17
10	かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例の概要	19

1 令和2年第2回神奈川県議会定例会（6月11日・6月23日提案分）提出  
議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数		
	その2 (6月補正予算(1))	その3 (6月補正予算(2))	計
一 般 会 計	1	1	2
特 別 会 計	1	—	1
企 業 会 計	—	—	—
合 計	2	1	3

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その4	その5	計
条 例 の 制 定	2	1	3
条 例 の 改 正	10	1	11
動 産 の 取 得	2	—	2
指 定 管 理 者 の 指 定	11	—	11
指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更	2	—	2
そ の 他	3	—	3
合 計	30	2	32

2 令和2年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会計別	前回までの 累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一般会計	1,971,841,370	1,403,231	149,279,910	150,683,141	2,122,524,511
特別会計	2,142,245,142	563,627	—	563,627	2,142,808,769
企業会計	148,646,708	—	—	—	148,646,708
合 計	4,262,733,220	1,966,858	149,279,910	151,246,768	4,413,979,988

(参考) 前年度(令和元年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	6月補正額	合 計 額
一 般 会 計	1,830,724,000	25,203,600	1,855,927,600
特 別 会 計	2,071,980,396	—	2,071,980,396
企 業 会 計	113,662,639	—	113,662,639
合 計	4,016,367,035	25,203,600	4,041,570,635

## (1) 令和2年度神奈川県一般会計6月補正予算(1)局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳								備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債		一 般 財 源
スポーツ局	675,476							675,476			
環境農政局	655,755	631,023							19,000	5,732	
県土整備局	72,000	24,000								48,000	
小 計	1,403,231	655,023						675,476	19,000	53,732	
							53,732			△ 53,732	その他 特定収 入
合 計	1,403,231	655,023					53,732	675,476	19,000		



## (2) 令和2年度神奈川県一般会計6月補正予算(2)局別財源調書

局 別	予 算 額	財 源			
		国庫支出金	分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	財産収入
政 策 局	2,027,849	49,600			
総 務 局	△ 22,492				
くらし安全防災局	△ 4,849				
国 際 文 化 観 光 局	1,295,630	1,349,930			
ス ポ ー ツ 局	△ 1,114,835				
環 境 農 政 局	462,145	478,888			
福 祉 子 ども み ら い 局	47,722,242	46,928,552			
健 康 医 療 局	92,668,754	88,865,490			
産 業 労 働 局	3,017,309	15,530,808			
県 土 整 備 局	81,385	98,837			
会 計 局					
各 局 委 員 会	△ 109,499				
教 育 委 員 会	3,357,384	3,805,706		△ 4,944	
警 察 本 部	△ 101,113	△ 12,822			
小 計	149,279,910	157,094,989		△ 4,944	
合 計	149,279,910	157,094,989		△ 4,944	

(単位 千円)

内 訳					備 考
寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源	
1,312,273				665,976	
				△ 22,492	
				△ 4,849	
	71,111	△ 4,000		△ 121,411	
	△ 96,000	△ 29,991		△ 988,844	
	△ 2,500			△ 14,243	
	717,655	70,903		5,132	
	234,126	3,510,000		59,138	
5,000				△ 12,518,499	
				△ 17,452	
				△ 109,499	
	96,000	4,580		△ 543,958	
				△ 88,291	
1,317,273	1,020,392	3,551,492		△ 13,699,292	
	△ 13,699,292			13,699,292	その他特定収入
1,317,273	△ 12,678,900	3,551,492			

## (3) 令和2年度神奈川県特別会計6月補正予算(1) 会計別財源調書

(単位 千円)

会計名	予算額	財 源 内 訳								備考	
		国庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財産 収入	繰入金	事業 収入	諸収入	県債		繰越金
県営住宅 事業会計	563,627	253,627							310,000		
合計	563,627	253,627							310,000		



【予算に関する説明書（その2） 12～13頁】

3 令和2年度一般会計6月補正予算（1）地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額		
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
	千円	千円	千円	千円	千円		
1 普 通 債	(1,358,697,207) 1,645,345,407	(1,343,156,411) 1,632,311,677	補正前の額	78,005,000	(126,057,467) 115,671,711	(1,295,103,944) 1,594,644,966	
			補 正 額	-	-		
			計	78,005,000	(126,057,467) 115,671,711		
	(1) 民 生	(31,906,933) 37,661,313	(30,537,161) 35,832,677	補正前の額	4,469,000	(2,448,144) 2,728,428	(32,558,017) 37,573,249
				補 正 額	-	-	
				計	4,469,000	(2,448,144) 2,728,428	
	(2) 衛 生	(20,562,948) 22,599,003	(20,517,925) 22,538,675	補正前の額	1,148,000	(1,186,984) 1,034,119	(20,478,941) 22,652,556
				補 正 額	-	-	
				計	1,148,000	(1,186,984) 1,034,119	
	(3) 労 働	(8,189,845) 10,213,780	(7,543,250) 9,017,225	補正前の額	21,000	(562,350) 144,150	(7,001,900) 8,894,075
補 正 額				-	-		
計				21,000	(562,350) 144,150		
(4) 農 林 水 産	(86,269,235) 103,899,220	(80,822,507) 99,729,517	補正前の額	2,122,000	(9,477,540) 9,928,730	(73,466,967) 91,922,787	
			補 正 額	-	-		
			計	2,122,000	(9,477,540) 9,928,730		
(5) 土 木	(898,191,949) 1,101,415,614	(873,129,692) 1,076,962,907	補正前の額	48,733,000	(82,576,099) 74,249,429	(839,286,593) 1,051,446,478	
			補 正 額	-	-		
			計	48,733,000	(82,576,099) 74,249,429		
(6) 警 察	(62,475,815) 73,887,130	(63,270,745) 75,083,320	補正前の額	3,789,000	(7,608,997) 8,883,732	(59,450,748) 69,988,588	
			補 正 額	-	-		
			計	3,789,000	(7,608,997) 8,883,732		
(7) 教 育	(127,511,986) 150,234,271	(146,319,263) 171,558,503	補正前の額	15,511,000	(9,773,226) 7,257,691	(152,057,037) 179,811,812	
			補 正 額	-	-		
			計	15,511,000	(9,773,226) 7,257,691		
(8) そ の 他	(123,588,496) 145,435,076	(121,015,868) 141,588,853	補正前の額	2,212,000	(12,424,127) 11,445,432	(110,803,741) 132,355,421	
			補 正 額	-	-		
			計	2,212,000	(12,424,127) 11,445,432		
2 災 害 復 旧 債	(917,873) 927,473	(6,033,966) 6,064,686	補正前の額	585,000	(60,740) 34,966	(6,577,226) 6,633,720	
			補 正 額	19,000	-		
			計	604,000	(60,740) 34,966		
	(1) 総 務	-	3,000	補正前の額	-	-	3,000
				補 正 額	-	-	
				計	-	-	
	(2) 農 林 水 産	(443,092) 446,812	(1,504,184) 1,524,284	補正前の額	234,000	(27,590) 6,555	(1,729,594) 1,770,729
				補 正 額	19,000	-	
				計	253,000	(27,590) 6,555	
	(3) 土 木	(474,781) 480,661	(4,526,782) 4,537,402	補正前の額	351,000	(33,150) 28,411	(4,844,632) 4,859,991
補 正 額				-	-		
計				351,000	(33,150) 28,411		

区 分	前前年度末 現在高	前年度末現在 高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額			
3 その他			補正前の額	105,000,000	(141,520,820) 110,157,571	(2,020,559,981) 2,474,418,026	
			補正額	-	-		
			計	105,000,000	(141,520,820) 110,157,571		
	(1) 減税補填債	(112,278,804) 153,490,890	(101,122,379) 148,411,355	補正前の額	-	(11,960,596) 9,757,550	(89,161,783) 138,653,805
				補正額	-	-	
				計	-	(11,960,596) 9,757,550	
	(2) 臨時税収補填債	(17,383,275) 18,395,000	(15,359,825) 18,395,000	補正前の額	-	(2,023,450) -	(13,336,375) 18,395,000
				補正額	-	-	
				計	-	(2,023,450) -	
	(3) 減収補填債	(69,128,470) 76,916,920	(83,587,490) 84,385,760	補正前の額	-	(3,583,980) 3,374,160	(80,003,510) 81,011,600
				補正額	-	-	
				計	-	(3,583,980) 3,374,160	
	(4) 臨時財政対策債	(1,873,850,604) 2,208,976,339	(1,852,578,649) 2,223,951,024	補正前の額	105,000,000	(123,941,948) 97,015,015	(1,833,636,701) 2,231,936,009
				補正額	-	-	
				計	105,000,000	(123,941,948) 97,015,015	
	(5) 枠外債	89,095	79,458	補正前の額	-	10,846	68,612
				補正額	-	-	
				計	-	10,846	
	(6) 調整債	-	4,353,000	補正前の額	-	-	4,353,000
				補正額	-	-	
				計	-	-	
合 計	(3,432,345,328) 4,104,141,124	(3,406,271,178) 4,117,951,960	補正前の額	183,590,000	(267,639,027) 225,864,248	(3,322,241,151) 4,075,696,712	
			補正額	19,000	-		
			計	183,609,000	(267,639,027) 225,864,248		

備考 1 ( )は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

2 3その他 (5)枠外債の現在高及び現在高見込額には平成30年度以前に農業改良資金会計において計上した枠外債を含む。

【予算に関する説明書（その3） 37～39頁】

4 令和2年度一般会計6月補正予算（2）給与費明細書について

(1) 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 等							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4	-	59,160	21,619	7,101	395	25,056	113,331	12,079	125,410	
	議 員	105	1,226,280	-	496,644	-	-	-	1,722,924	151,531	1,874,455	
	その他の 特別職	77	149,428	29,520	12,013	3,542	863	7,584	202,950	7,400	210,350	
	計	186	1,375,708	88,680	530,276	10,643	1,258	32,640	2,039,205	171,010	2,210,215	
補正前	長 等	4	-	59,160	25,881	7,101	395	25,056	117,593	12,166	129,759	
	議 員	105	1,226,280	-	551,826	-	-	-	1,778,106	151,531	1,929,637	
	その他の 特別職	77	149,428	29,520	12,925	3,542	863	7,584	203,862	7,446	211,308	
	計	186	1,375,708	88,680	590,632	10,643	1,258	32,640	2,099,561	171,143	2,270,704	
比 較	長 等	0	-	0	△4,262	0	0	0	△4,262	△87	△4,349	
	議 員	0	0	-	△55,182	-	-	-	△55,182	0	△55,182	
	その他の 特別職	0	0	0	△912	0	0	0	△912	△46	△958	
	計	0	0	0	△60,356	0	0	0	△60,356	△133	△60,489	

## (2) 一般職

## ア 総括

区分	職員 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	53,916	213,977,611	202,679,105	416,656,716	76,483,071	493,139,787	
補正前	53,822	213,754,263	203,019,884	416,774,147	76,509,355	493,283,502	
比 較	94	223,348	△340,779	△117,431	△26,284	△143,715	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	5,534,797	26,565,553	4,444,308	6,957,853	4,276,774	52,749,351	38,663,153
	補正前	5,528,661	26,538,015	4,437,261	6,952,704	4,271,385	52,959,564	38,870,568
	比 較	6,136	27,538	7,047	5,149	5,389	△210,213	△207,415

退職手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)
37,253,977	1,530,381
37,232,410	1,526,358
21,567	4,023

## イ 給料及び職員手当の増減額の明細

## (一般職員)

区分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	千円 △109,480	減額措置に伴う減分	千円 △109,480	令和2年6月期・12月期期末・勤勉手当削減分	期末手当及び勤勉手当 管理職手当受給者 8%減額

5 令和2年度一般会計6月補正予算（1）債務負担行為について【政策局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追加）

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
相模湖交流センター指定管理費	423,000	前年度末までの支出（見込）額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～ 令和7年度	423,000		そ の 他	4,340
						一般財源	418,660

6 6月補正予算(2)の内容【政策局・会計局・各局委員会関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内訳 科目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	説明
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県 債	そ の 他		
(款) 議会費	3,764,370	△ 107,258	3,657,112	-	-	-	△ 107,258	
(項) 議会費	3,764,370	△ 107,258	3,657,112	-	-	-	△ 107,258	議会運営費 △82,013 給与費 △ 1,647 事務局運営費 △23,598
(款) 総務費	17,424,824	2,025,608	19,450,432	49,600	-	1,312,273	663,735	
(項) 政策費	7,881,352	2,027,849	9,909,201	49,600	-	1,312,273	665,976	給与費 △17,854 SDGs推進事業費 △4,800 県内学生生活資金利子補給費 52,000 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金積立金 2,000,000 集会広聴事業費 △1,497
(項) 市町村振興費	3,479,626	-	3,479,626	-	-	-	-	
(項) 選挙費	57,788	-	57,788	-	-	-	-	
(項) 渉外費	21,289	-	21,289	-	-	-	-	
(項) 統計調査費	4,710,645	-	4,710,645	-	-	-	-	
(項) 総務管理費	495,874	-	495,874	-	-	-	-	
(項) 人事委員会費	340,533	△ 903	339,630	-	-	-	△ 903	給与費 △903
(項) 監査委員費	437,717	△ 1,338	436,379	-	-	-	△ 1,338	委員報酬・給与費 △435 給与費 △903
小 計	21,189,194	1,918,350	23,107,544	49,600	-	1,312,273	556,477	
一般会計 計	21,189,194	1,918,350	23,107,544	49,600	-	1,312,273	556,477	

(特別会計)

市町村自治振興事業会計	7,751,935	-	7,751,935					
-------------	-----------	---	-----------	--	--	--	--	--

全会計 計	28,941,129	1,918,350	30,859,479					
-------	------------	-----------	------------	--	--	--	--	--

(1) 県内学生生活資金利子補給費について【政策局関係】

2款 総務費 1項 政策費

⑨ 県内学生生活資金利子補給費

ア 目的

県と金融機関が協調し、新型コロナウイルス感染症の影響で、学生生活の継続に支障をきたす大学生等に対して、経済的な支援を実施することで学業の継続を図る。

イ 内容

大学生等への無利子融資を行うため、県がその利子相当額を金融機関に補助する。

ウ 予算額 52,000千円

(2) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金積立金について【政策局関係】

2款 総務費 3項 政策費

⑨ かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金積立金

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てる。

イ 内容

県の資金及び基金の趣旨に添う寄附金を基金に積み立てる。

ウ 予算額 2,000,000千円



7 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに加えるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加えるほか、1法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和2年8月1日。ただし、新たに指定する法人については、公布の日。

8 相模湖交流センターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立相模湖交流センター条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模湖交流センター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	アクティオ株式会社
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX 中目黒ビル6階
ウ 指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

9 東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議の概要

(1) 協議の趣旨

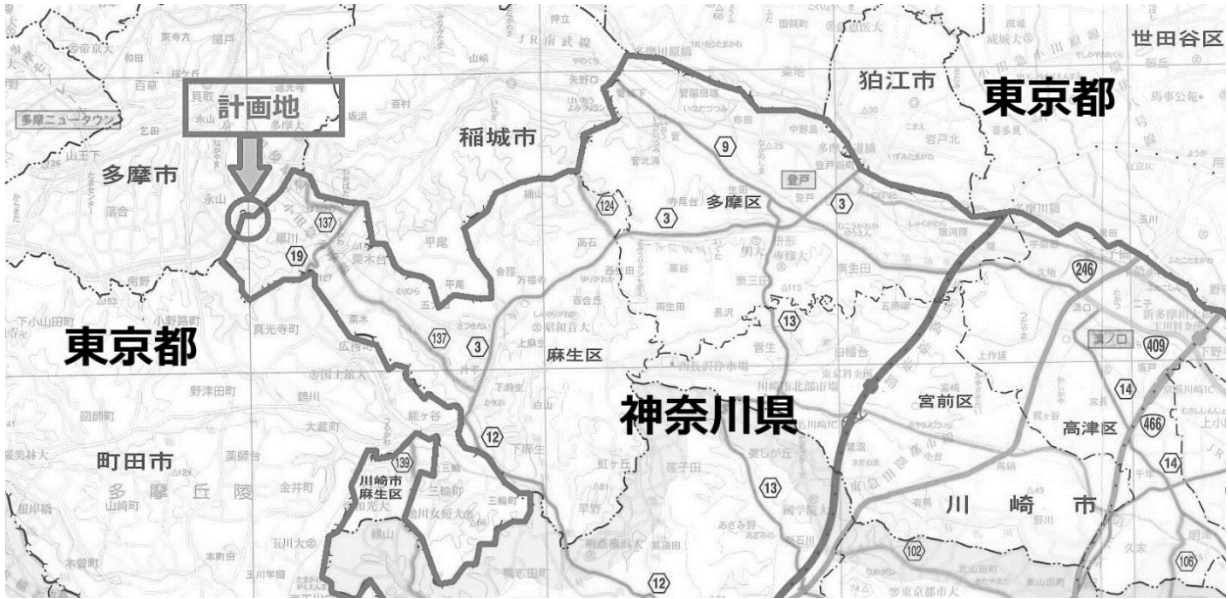
地方自治法第244条の3第1項の規定により、東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関し、東京都及び川崎市と協議するものである。

(2) 協議の内容

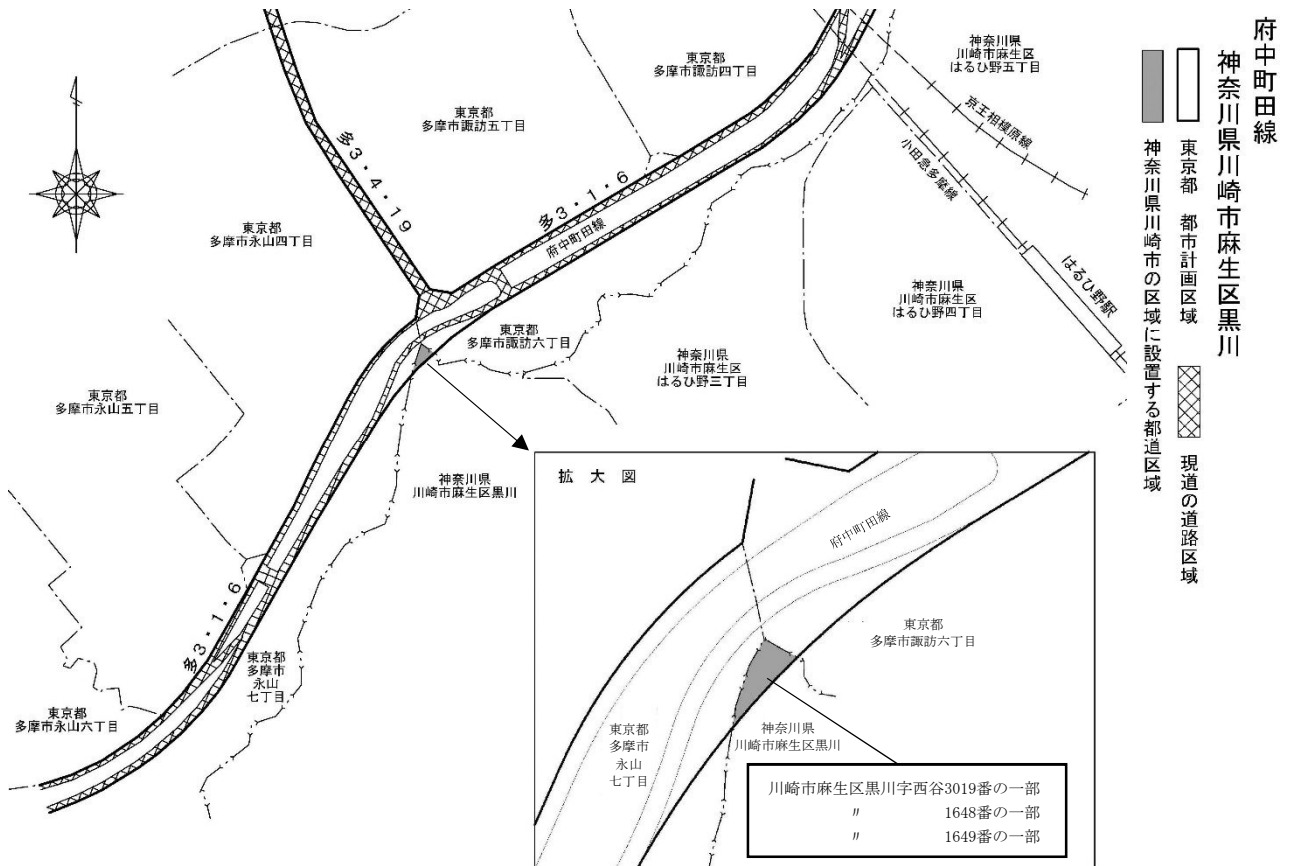
- |                  |   |
|------------------|---|
| ア 目的             | 道路を供用するため                                       |
| イ 名称             | 府中町田線   |
| ウ 区域外設置をする位置及び面積 |   |
| (ア) 位置           | 川崎市麻生区黒川字西谷3019番の一部、黒川字西谷1648番の一部、黒川字西谷1649番の一部 |
| (イ) 面積           | 591.68平方メートル                                    |
| エ 経費の負担者         | 東京都   |
| オ その他            | ア、イ、ウ及びエのほか必要な事項は、東京都知事と神奈川県知事及び川崎市市長が協議して定める。  |

東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議の対象区域位置図

【広域図】



【拡大図】



10 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例の概要

(1) 制定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てる基金を設置するため、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

地方自治法の規定に基づき、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 設置（第2条）

新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てるため、基金を設置する。

ウ 積立額（第3条）

基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

(ア) 県の資金

(イ) 基金の趣旨に添う寄附金

(ウ) 基金の運用から生ずる収益金

エ 運用（第4条）

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

オ 繰替運用（第5条）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

カ 運用益金の処理（第6条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

キ 処分（第7条）

基金は、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する診療、施設における新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の取組等を行う医療及び社会福祉事業の従事者を応援するための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

ク 委任（第8条）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(3) 施行期日

公布の日